



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 日本マイクロコーティング株式会社  
代表者 代表取締役社長 渡邊 淳  
(コード番号 5381)  
問合せ先責任者 執行役員社長室室長 上條 宇史  
(TEL 042-542-4824)

## 当社および当社子会社の従業員に対するストックオプション (新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条ならびに第 239 条の規定に基づき、下記のとおり、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 81 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社および当社子会社の従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、ストックオプションの目的で当社および当社子会社の従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は時価を基準とした価額としております。

#### 2. 新株予約権割当ての対象者

当社および当社子会社の従業員

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式75,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力の発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じる場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

(2) 発行する新株予約権の総数

750個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

各対象者に対して発行する新株予約権の配分に関しては、取締役会に一任するものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額(以下、「払込金額」という。)は新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社大阪証券取引所が公表する、当社の普通株式の午後3時現在の直近の売買価格(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた額として、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

平成 25 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社子会社の取締役または従業員たる地位を喪失した場合、権利を行使することはできない。

ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続は認めない。

(6) 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、又は新設分割計画が当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(7) 新株予約権の取得承認

新株予約権を取得するには当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しません。

以上